

付添人プラクティス報告

第10回 重大共犯事件～殺人・傷害致死事件～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会
付添人活動支援チーム

共犯少年及び被害者が複数いる事件の場合、付添人はどのようなことに注意して活動すべきなのだろうか。また、逆送（検察官送致）が予想される重大事件において、付添人はどのような活動をすべきなのだろうか、逆送後はどのような弁護活動を行なうべきなのだろうか。今回の付添人プラクティスでは、共犯少年3名の付添人が共同で話題提供を行なった。

<事案>

少年ら3名による殺人・傷害致死事件。少年1名は、犯行に直接関与していなかったため、ぐ犯（少年法3条1項3号。将来、罪を犯し、又は刑罰法規に触れる行為をする虞のある少年）を理由に家裁送致された。残り2名の少年は、少年法20条2項の規定する原則逆送事件に該当するため、当初から逆送が予想された。

① 共犯少年の弁護人選任状況の確認

最初に少年と接見した弁護士から、まずは、警察署や当番弁護士センターに問い合わせて、共犯少年らに弁護人が選任されているか否かの確認を行なったとの報告があった。共犯事件の場合、供述を一致させるため警察が強引な取調べをすることもよくあり、弁護人が付く必要性は特に高いとのことであった。また、共犯者間で供述が一致しているか否かを確認したり、捜査の進捗状況を確認したり、被害弁

償の連携を図るため、早い段階で共犯少年の弁護人に連絡する必要があるとのことであった。本事件において、共犯者間で供述の食い違いはなく、弁護人間で情報のやりとり、被害弁償の連携についての話し合いが行なわれたとのことであった。

② 被害弁償の問題

重大な結果が発生していることから、被害弁償に苦戦したとの報告があった。本事件には主犯格の少年がいたのであるが、共犯者間において損害賠償金の分担をどのようにするか、また、被害者も2名おり、被害者に対して一時金しか支払えない場合、どちらの被害者にいくら支払うべきか悩んだとの報告があった。その他、両親に少年の損害賠償義務の連帯保証をしてもらうべきか悩んだとの報告もあり、これについては、両親に少年と同様の責任を負担させるのは重すぎるのではないかとの意見も出た。

③ ぐ犯立件の問題点

犯行に直接関与していなかった少年については、ぐ犯を理由に家裁送致されることになったが、本当にぐ犯要件を備えていたのか、共犯者間の処分の平等を図るためにぐ犯を理由に家裁送致されたのではないかと疑問であったとの報告がなされた。ぐ犯による家裁送致は、犯罪を行っていない少年に対し、保護処分を科す手続であることから、ぐ犯要件の有無、当該少年の更生、健全育成のためにはどのような保護処分が相応しいのかについては慎重に検討しなければならないとの意見が出た。



「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

④ 逆送の問題

まずは、一般論として、逆送が予想される事件は、家裁の審判段階において、全ての法律記録を謄写すべきとの話がなされた（家裁には全ての法律記録が送致される）。しかし、ここで、実際には検察から家裁に送致されない法律記録も存在するとの指摘があり、話題提供者からも、調書の存在が明らかであったにもかかわらず、家裁に送致されておらず、家裁で閲覧できなかった法律記録があったとの指摘がなされた。付添人（弁護士）としては、家裁送致されていない記録の存在をどのように知り、どのように法廷に顕出するか大きな問題であるとの話がなされた。

また、逆送後の刑事事件においても少年の健全育成という少年法の理念は貫徹されるべきはずであるが、そのことを失念し、通常の成人と同様の訴訟指揮、量刑判断をしてしまう裁判官が多数いるとの指摘があった。

その他、逆送後のみなし勾留中の勾留場所を鑑別所にするよう上申すべきとの指摘もなされた。

⑤ 逆送事件における 少年のプライバシーの問題

少年法61条は、少年のプライバシー、名誉を保護して少年の更生を図る観点から、逆送事件における被告人の氏名、住居等を新聞紙その他出版物に掲載してはならないと規定しており、さらに、同条には犯行内容の具体的な公表も含まれると解されている。

かかる趣旨から、多数の傍聴人のいる刑事裁判に

おいては、開廷表に被告人の氏名を記載しない、遮蔽措置を講じる、少年が入廷してから傍聴人を入廷させるようにする、人定質問、証人尋問、被告人質問において関係人の氏名を発言しないようにするなどの配慮が必要であり、裁判所にかかる配慮を求めたとの報告があった。

特に近年はインターネットによって誰でも簡単に公表することができるので、上記配慮の必要性は益々高まっているとの意見も出た。

なお、本事件は、公判前整理手続が採用され、書証は全て朗読により取り調べられ、乙号証の取調べも被告人質問の後に必要な部分のみ取り調べという方法でなされたのであるが、社会記録も同様に扱うべきか問題になったとの報告があった。社会記録は、事件の内容のみならず、成育歴、家庭環境、資質等のセンシティブな情報が詳細に記載されており、朗読により公開されることによる少年のプライバシー、名誉の侵害は著しい。今回は従前の運用（裁号証として採用され、要旨の告知により取り調べる）により取り調べられることになったが、裁判員制度が導入された後、社会記録も通常の書証と同様に朗読によって取り調べられることになるのか、裁判員制度が導入された後の社会記録の取り扱いについては大きな課題が残っているとの報告がなされた。

注：事案の内容及びコメントは、プライバシー保護のため、修正、再構成している。

